

平成29年 4月 1日

社会福祉法人 恵心会 行動計画（第4回）

従業員が仕事と子育てを両立させることができ、すべての従業員がその能力を十分に発揮できるようにするため、次のように行動計画を策定する。

1. 計画期間 平成29年 4月 1日～平成31年 3月31日（2年間）

2. 内容

目標1：計画期間中に、育児休業の取得率を次の水準以上にする。  
男性従業員・・・育児休業又は子の看護休暇の取得を計画期間中に1人以上取得すること。  
女性従業員・・・育児休業の取得率を80%以上にする事

<対策>

●平成29年 4月～ 職員に対し、育児休業制度内容についての周知

新規採用職員及び中途採用職員に対し、法人の就業規則等の研修会を行う。

目標2：計画期間内に、年次有給休暇消化日数水準を上げる。取得日数を増やす。

<対策>

●平成29年 4月～ 年次有給休暇の取得状況を把握するし、計画的な取得に向けて、管理職研修を行う。

●平成29年 8月～ 各部署において、年次有給休暇の取得計画を策定し、職員へ周知する。

目標3：職場内託児所の事業改善等。

<対策>

●平成29年 4月～ 対象職員の把握と周知

●平成29年 4月～ 現状の問題点の把握